

盛岡都市圏地域公共交通会議分科会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、盛岡都市圏地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第3項に基づき、分科会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 分科会の委員は、要綱別表第1に掲げる者の中から、分科会で協議する事項に関係する者をもって構成する。

2 委員は、分科会に代理人を出席させることができるものとする。

3 委員は、前項の規定により代理人を出席させる場合は、あらかじめ、分科会の会長に代理人の氏名等を報告するものとする。

4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(会長及び副会長)

第3条 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の中から全体会の会長が指名する者とし、副会長は、委員の中から分科会の会長が指名するものとする。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故等がある場合は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、分科会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 分科会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

6 分科会において決した事項については、盛岡都市圏地域公共交通会議において決したものとし、会長は、当該議決事項を書面により速やかに全体会の会長に報告しなければならない。

7 分科会の庶務は、盛岡市、滝沢市及び矢巾町のうち、分科会で協議する事項に関係する市町の交通担当課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定め、全体会の会長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。